

コーポレート・ガバナンス報告書

2025年12月23日

株式会社インデックス

代表取締役 野崎 雄一

問合せ先: 03-5909-0350

URL: <https://in-dex.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、変化の激しい事業環境において迅速かつ適切な意思決定を重視し、持続的な企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。具体的には、取締役会及び監査役会による監督機能の実効性を確保するとともに、内部統制システム及びリスクマネジメントシステムを整備・運用し、コンプライアンスの徹底を図っております。また、ステークホルダーから信頼される企業の実現を目指し、公正かつ適時な経営情報の開示及びその適正性の確保に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社Y u i M	600,000	59.80
野崎 雄一	223,400	22.26
インデックス従業員持株会	73,600	7.34
河野 有子	49,700	4.95
野崎 満美	20,000	2.00
菊田 寛康	20,000	2.00
川満 泰貴	2,700	0.27
笠井 稜馬	2,300	0.23
木村 真二	1,700	0.17
森戸 淳平	1,500	0.15

支配株主名	株式会社Y u i M、野崎 雄一
-------	-------------------

親会社名	—
------	---

補足説明

株式会社Y u i Mは、当社の代表取締役である野崎雄一の資産管理会社であります。

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	9月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際、取締役会の承認を要するものとし、当該取引の妥当性及び公正性について慎重に審議を行っております。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名以内
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	代表取締役
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
河野 初	他の会社の出身者										
木下 和彦	他の会社の出身者										

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h.上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
河野 初	—	—	長年にわたりホテルの代表者を務める経営者であり、豊富な経験と見識から、当社に対して公正で客観的な経営の監督を遂行いただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。
木下 和彦	—	—	長年にわたり都市銀行の職務を経験した専門家であり、豊富な経験と見識から、当社に対して公正で客観的な経営の監督を遂行いただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。また、東京

			証券取引所が定める独立役員の要件には適合するものの、現時点では、監査役会を中心とした監督体制が有効に機能していること、また、当社の事業規模・組織体制を踏まえ、独立役員としての届出は行っておりません。今後につきましては、ガバナンス体制の高度化や取締役会の監督機能の実効性向上の状況を踏まえ、独立役員の届出について引き続き検討してまいります。
--	--	--	---

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	取締役の指名及び報酬の決定については、取締役会において社外取締役の意見を踏まえ、客観性及び透明性の確保に配慮した審議・決定を行っております。
----------------------------	--

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名以内
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

<p>監査役は3名全員が社外監査役であり、専門的かつ客観的な立場から業務の適正化を図るため、遵守事項のチェック及び改善勧告を行っております。</p> <p>① 内部監査部門（内部監査人）と監査役の連携状況</p> <p>内部監査規程において、内部監査人は監査役の独立性に支障が生じない範囲において、監査役と連携するよう努力し、監査の合理性確保に努める旨が定められております。また、監査役は管理部門及び各事業部門への実査において、必要に応じて内部監査人の意見を聴取する等連携を図っております。</p> <p>② 内部監査部門（内部監査人）と会計監査人の連携状況</p>

内部監査人は、主に会計に関する事項及び内部統制に関する事項について、概ね 3か月ごとに会計監査人との意見交換の場を設け、会計監査人の見解を聴取するとともに必要に応じて意見を申し述べ、緊密な連携を図っております。

③ 監査役と会計監査人の連携状況

監査役は、四半期ごとに会計監査人との意見交換の場を設け、会計に関する事項はもちろん幅広く諸事項について会計監査人の意見を聴取するとともに必要に応じて意見の調整を図り、緊密な連携関係の構築に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている 人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
村元 康明	他の会社の出身者													
白川 有希	弁護士													
井出 彰	公認会計士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d.上場会社の親会社の監査役
- e.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j.上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村元 康明	—	—	都市銀行における長年の経験・知識を有し、公正中立な立場から経営を監査いただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。
白川 有希	—	—	弁護士であり、企業法務に明るく、弁護士としての高度な専門的知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただく目的で選任しております。
井出 彰	—	—	公認会計士として、財務及び会計に関する豊富な知識を有しており、上場会社の社外監査役・監査等委員としての実務経験を備えており、客観的な視点による監査機能の強化を期待し、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	0名
---------	----

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入／ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役報酬は基本報酬に加え業績連動報酬制度、ストックオプション制度を導入しております。
--

ストックオプションの付与対象者	常勤取締役,従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

常勤取締役,従業員に対し、当社の企業価値の増大及び業績向上への貢献意欲を高めることを目的として導入しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社では役員報酬及び監査役報酬の総額をそれぞれ開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、2022年7月13日開催の取締役会にて、取締役個人別の報酬等の内容にかかる基本方針を決議しております。その概要は、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めるべく、常勤取締役においては、基本報酬、業績連動賞与、ストックオプションにて構成し、社外取締役については、基本報酬のみで構成しております。取締役の報酬は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、取締役会で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは、管理本部が担い、業務遂行に必要な情報について問い合わせ窓口を明確にし、的確な情報提供が可能な体制を構築しております。そのため、社外取締役及び社外監査役が期待される役割を果たすための環境は整備されていると考えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、事業環境の変化に対応した迅速な意思決定を重視し、経営の効率を高めると共に、継続的な事業発展を目指します。また持続的な企業価値の向上に資するようコーポレート・ガバナンスの充実に取組むと共に、ステークホルダーに公正な経営情報を開示し、その適正性を確保しております。また、内部統制システムを整備・運用し経営の健全性、透明性の確保並びにコンプライアンスの徹底に努めています。

1.取締役会

当社の取締役会は、取締役5名により構成され、社外取締役2名を選任しております。運営につきましては、月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行っております。

2.監査役及び監査役会

当社は監査役会を設置しており、社外監査役3名（うち常勤監査役1名）で構成しています。監査役会は、毎月1回定期的に開催し、取締役会の意思決定の適法性について意見交換する等、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるよう努めています。監査役全員が取締役会に出席し、取締役の執行状況の監査を行っています。また、監査役全員が経営者コンプライアンス委員会にも出席し、コンプライアンス徹底の検証を行い、常勤監査役は経営会議にも出席しております。

3.経営会議

経営会議は、常勤取締役、常勤監査役、経営企画室等で構成されており、原則月1回開催しております。経営計画の達成及び業務の円滑な運営を図ることを目的とし、重要な検討事項、月次の各部門の業務執行状況の報告等、経営に関する重要事項について対策を講じております。

4.経営者コンプライアンス委員会

当社は、経営の最重要課題のひとつにコンプライアンス経営の推進を掲げております。コンプライアンスの最終責任機関として、コンプライアンスリスクを管理し、適宜指示を行い、コンプライアンス経営を推進することを目的として、経営者コンプライアンス委員会を設置し、月1回の頻度で定期開催しております。当該委員会は人事総務部を統括部門として、常勤取締役、社外取締役及び全監査役が出席しております。

5. 全社コンプライアンス連絡会

当社は、実務レベルのコンプライアンスリスクについて、社員への周知や意見の集約、論議を行うことを目的として、全社コンプライアンス連絡会を設置し、月1回の頻度で定期開催しております。その内容を経営者コンプライアンス委員会に報告しております。当該委員会は人事総務部長を統括として、各部署の課長クラス、常勤監査役が出席しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社を選択しており、独立性を有する社外監査役3名体制により、適正な業務執行、迅速な意思決定、監査の実効性確保の観点からガバナンス機能を十分に機能させることができると判断しております。社外取締役は、会社経営や金融機関での幅広い知見から、経営課題に対する提言を行うと共に、監査役会と適宜、取締役会の意思決定の適法性について意見を交わし、経営監督の実効性を高めており、体制は整っていると考えております。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の皆様が十分な議案の検討ができるよう、原則として法定の招集通知発送期限よりも早く発送できるように努めています。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は9月決算のため、定時株主総会は毎年12月に開催しており、集中日にに関する懸念は少ないものと認識しておりますが、実際の開催日に関しましても集中日を避けるように留意してまいります。

電磁的方法による 議決権の行使	該当なし
議決権電子行使プ ラットフォームへ の参加その他機関 投資家の議決権行 使環境向上に向け た取組み	該当なし
招集通知(要約)の 英文での提供	該当なし
その他	該当なし

2. IRに関する活動状況

	補足説明
ディスクロージャ ーポリシーの作成・ 公表	金融商品取引法等の諸法令および東京証券取引所の定める有価証券上場規程 の「会社情報の適時開示等」に従って、透明性、公平性、継続性を基本とした 迅速な情報開示を行います。また諸法令や適時開示規則に該当しない場合で も、株主や投資家の皆様に当社を理解いただくために重要あるいは有益であると 判断した情報につきましては、積極的かつ公平に開示します。なお、個人 情報、顧客情報、および関係者の権利を侵害することになる情報につきまし ては開示しません。
アナリスト・機関投 資家等の特定投資 家向けに定期的説 明会を実施	現時点ではIR説明会は実施しておりませんが、TDnetを通じた適時開示及び 当社WebサイトでのIR情報掲載を通じ、株主及び投資家に対する継続的な 情報提供を行ってまいります。
海外投資家向けに 定期的説明会を開 催	今後株主構成に応じて必要性が認識された場合に検討していく予定です。
IR資料をホームページ 掲載	当社WebサイトにIR情報ページを設け、TDnetにおいて開示された情報 や決算情報、発行者情報を掲載しております。
IRに関する部署(担 当者)の設置	経営企画室が担当いたします。
その他	—
実施していない	—

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等により ステークホルダー の立場の尊重につ いて規定	コンプライアンス規程第 5 条にコンプライアンスの定義について定めていま すが、その中で顧客や株主等のステークホルダー、その他社会からの信頼を高 め経営の健全性を確保するために、役職員が法令・諸規則を遵守し、社会的規 範や企業倫理、役職員の行動規範に反することのない誠実かつ公正な企業活動 を実践しております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	持続可能な世界の実現に向けて、微力ながら貢献してまいります。 <ul style="list-style-type: none"> ・目標 11 住み続けられるまちづくりを ～「ベストマッチな中古マンションの販売」 ・目標 5 ジェンダー平等を実現しよう ～「性別にかかわらず平等に機会が与えられる会社」 ・目標 8 働きがいも経済成長も ～「働きがいのある人間らしい仕事を推進し成長する」
ステークホルダー に対する情報提供 に係る方針等の策 定	当社は方針の策定はしておりませんが、法令や業界基準に基づき、適切な情報 開示を行う方針です。特に株主や投資家向けの財務情報の開示に関しては、金 融商品取引法などの規制を遵守し、また従業員に対しては、会社の戦略の方針、 人事関連情報、福利厚生などに関する情報を発信しております。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法に基づき、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備し、継続的に運用しております。
1. 業務の適正を確保するための体制
(1)取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
①取締役は、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行っています。
②取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程に従い、取締役の職務執行を監督しています。
③反社会的勢力との関係断絶に向け、警察、弁護士等と連携関係を構築し、規程及びマニュアルにより、当社の取締役及び従業員に対し周知徹底を図ることとしています。
④監査役は、法令が定める権限を行使して、取締役及び従業員の業務執行を監査しています。
⑤代表取締役社長を委員長とする「経営者コンプライアンス委員会」にて、コンプライアンスリスクを管理し、適宜指示を行い、コンプライアンス経営を推進しています。コンプライアンス上重要な事項については、検討の上、取締役会にて審議又は報告を行っています。また、「全社コンプライアンス連絡会」は実務レベルのコンプライアンスリスクについて、従業員への周知や意見の集約、論議を行い、その内容を「経営者コンプライアンス委員会」へ報告しています。
⑥内部監査は、内部監査担当者が行い、「内部監査規程」に基づき、定期的に内部監査を実施及び報

告しています。

⑦社内規則、法令違反行為、財務報告の信用性に重大な影響を与える行為、企業倫理違反行為、その他の会社の社会的信用を低下させる行為を会社に通報する内部通報制度を整備しています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定書類のほか職務遂行に係る重要な情報が記載された文書を、社内規程の定めるところに従い、管理しています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理については、「コンプライアンス規程」に基づきリスク管理の最高責任者のもと、各リスクに応じた適切な対応を行うため、「経営者コンプライアンス委員会」を設置し会社全体に内在するリスク全体を包括的に管理し、「リスクマネジメント要綱」に従いリスクマネジメント体制を構築しています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役会は、定款及び取締役会規程に基づき、定期または臨時に開催しています。

②「業務分掌規程」、「組織規程」等各種社内規程を整備し、役割及び責任の明確化を図っています。

(5) 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①「職務権限規程」等各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任を明確化し、各部門における執行体制の確立を図っています。

②社内規程及び各種マニュアルを備え、周知徹底しています。

(6) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

①監査役は、監査役の指揮命令に服する従業員を置くことを取締役会に対して求めることができます。

②前号に基づく従業員の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査役と協議の上、決定しています。

(7) 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

①取締役及び従業員は、監査役の求めに応じて、自己の職務執行状況を監査役に報告するものとしています。

②取締役及び従業員は、監査役に対して、法令が定める事項のほか、当社の事業に重大な影響を及ぼす事項を報告しています。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役は定期的に代表取締役社長と意見交換を行い、必要に応じて当社の取締役及び重要な従業員からヒアリングを行っています。

②監査役は、必要に応じて弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を独自に起用することができます。

③監査役は、必要に応じて監査法人と意見交換を行っています。

2. 業務の適正を確保するための運用状況の概要

当事業年度における取組につきましては、内部監査室による評価のもと、事業年度末における整備、運用が適切であることを確認しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況は以下のとおりです。

1.反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを社内規程において明文化する。又、取引先が反社会的勢力と関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には速やかに取引を解消する。

2.管理本部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。又、役員及び従業員が基本方針を遵守するよう教育体制を構築すると共に、反社会的勢力による被害を防止するための対応方針等を整備し周知を図る。

3.反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

4. 整備状況（具体的な対策）

(1)反社会的勢力排除に関する規程の策定

当社では、「反社会的勢力排除に関わる基本方針」及び「反社会的勢力対策規程」を策定し、反社会的勢力による不当な要求等に対し組織全体として対応しています。この規程には、反社会的勢力と判明した場合の取引停止手順や、従業員が反社会的勢力からの接触を受けた際の対応方法が明記されています。

(2)契約書に反社会的勢力排除条項を明記

取引先や顧客との契約書には、必ず「反社会的勢力でないこと」を確認する条項（反社会的勢力排除条項）を含めることが重要です。この条項に基づき、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、即座に契約を解除できるようにしています。

(3)取引先や顧客のチェック体制

当社では、「反社会的勢力調査マニュアル」を策定し、反社会的勢力調査についてもその手順を定め、手順に沿った調査を実施しています。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

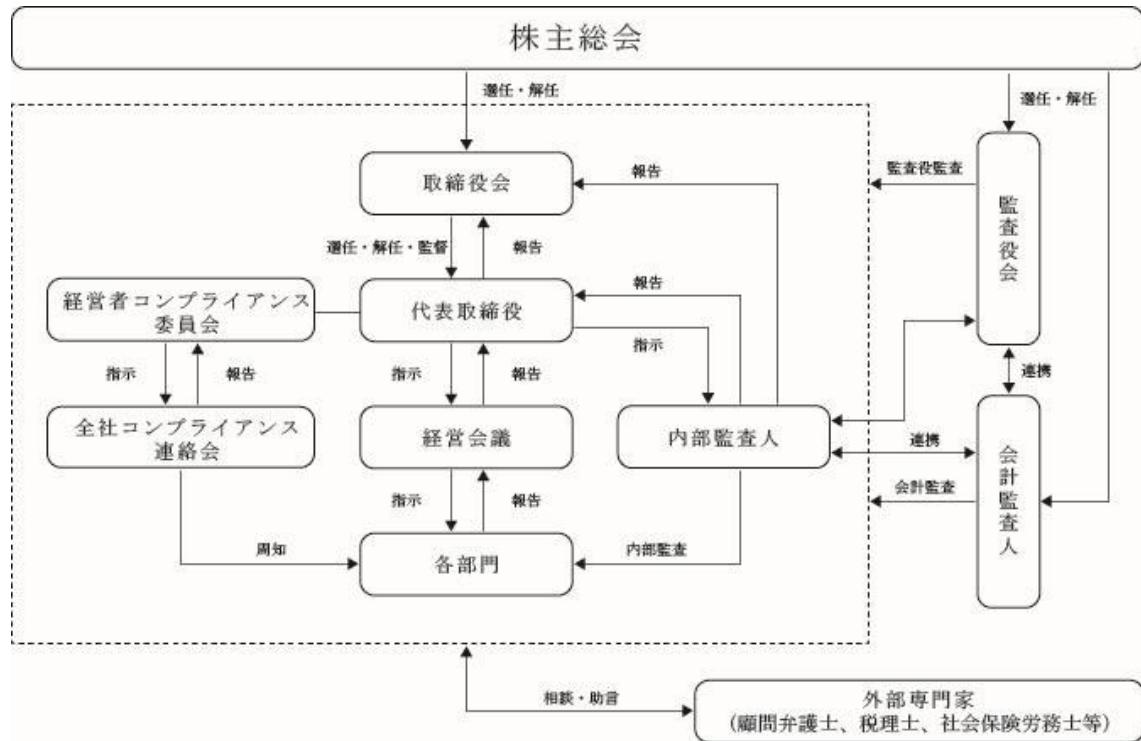
買収防衛策導入	なし
---------	----

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1.模式図をご参照ください。

2.当社は、取締役会を通じ決定事実、発生事実及び決算情報を決定または報告する体制を整えており、適時開示責任者により開示を実施しております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

取締役副社長を適時開示責任者として、関係部署と連携のうえ、適時かつ適切な情報開示を実施しております。

